

第2回政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和8年5月14日（木）14:10～15:05

場 所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議委員10名

資 料：第2回政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議事項書

資料1 各会派から提出された意見

資料2 政務活動費ガイドラインにおける各会派提出意見等の整理

※別紙1～別紙3あり

資料3 国会における調査研究広報滞在費及び立法事務費について

委 員：ただいまから、第2回政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議を開催する。

本日は、各会派から提出いただいた政務活動費ガイドラインに関する課題等に係る意見等について、その趣旨等を報告いただいた上で、今後の進め方について協議をお願いします。

それでは、協議に入る。

まず、各会派から御提出いただいた意見等について、その趣旨等を確認したい。

各会派から提出いただいた意見については、**資料1**として取りまとめている。なお、草莽、公明党、日本共産党、参政党からは意見はなかった。

資料2は、提出いただいた意見、そして、このプロジェクト会議の設置の目的でも触れていたが、ガイドライン策定時に参考とした資料が更新されていないことを踏まえた検討課題について、この3月に改定した現行ガイドラインの該当する箇所に落とし込んで整理したものである。

1ページに現行ガイドラインの目次を載せており、意見・検討事項がある箇所を示している。

この資料に沿って、順に各会派から提出いただいた意見の趣旨等を報告いただき、検討課題については事務局から説明を求めたい。

それでは2ページを御覧いただきたい。「政務活動費を充当するのに適さない例」について検討課題があるので、事務局からその趣旨等を説明願う。

事務局：(資料2)及び(資料2－別紙1)により説明。)

委員：ただいまの説明に対し質問等はあるか。なお、本日は意見等の趣旨を確認する段階であり、詳細にわたる質問・意見等は次回以降にお願いしたい。

全員：意見等なし。

委員：なければ、次に3ページを御覧いただきたい。「政務活動費を充当するのに適さない例」の＜三重県議会決定事項＞について、自民党県議団から意見をいただいているので、その趣旨等を説明願う。

なお、この意見については、6ページの「その他」の＜三重県議会決定事項＞にも関連しており、そこにも再掲しているので、承知願いたい。

委員：まず、自民党県議団からは、今回、会食を伴う懇談会等の参加負担金については認められていないということについて、若干、昔のデータだが平成29年4月現在で全国34の都道府県においてはここの部分の計上が認められているといったことに鑑みて、3ページの下部にも記載のとおり、もう一度ここについて議論いただきたいと思う。

委員：ただいまの説明に対して質問等はあるか。

委員：例えば、ここの「会派総会」というのは、どういう例があるのか。会派で、打合せのために食事をするということか。

委員：それは会派で各種団体から要望を聴き取るといった場を想定している。「会派総会」という書き方が適当ではなかった。

委員：そういう会を設定する主体が会派になるのか、相手方が設定しているところに行くのかでちょっと違う部分があると思う。会派が主体で各種団体等といろいろと意見交換をするのに、昼食を伴うとか、昼ではなく夜の会食を伴うとか、食事をしながらというようなことを認めてもらいたいということか。

委員：そこまで詳細に想定しているわけではないので、そういった点も含めて、皆さんに議論いただきたい。

委員：ほかに質問等はあるか。

委員：会議、会合での飲食というのは分かるが、懇親会も含めての検討ということか。

委員：私の理解では、今、その懇親会の部分が認められていないと思う。いろんなケースがあると思うが、飲食を主とする会合と、あと、会議、会合等の開催に伴う飲食費の計上というのが、例えば、商工会議所、商工

会との意見交換会であったりについては、多分、皆さん、現状ではそれぞれ政務活動費からは計上されていないと思うので、紹介させていただいたような全国の議会の現状等に鑑みながら、こういった部分についてもう一度議論いただくのが必要ではないかと思う。

委員：お酒を飲んでもいいかどうかという判断についてはいかがか。

委員：そこは、これから皆さんで議論いただければいいのではないかと思う。

委員：ほかに質問等はあるか。

全員：なし。

委員：なければ、5ページを御覧いただきたい。「会費として支出するのに適さない例」について検討課題があるので、事務局から趣旨等を説明願う。

事務局：(資料2及び資料2－別紙2により説明。)

委員：ただいまの説明について、質問がある方はいるか。

全員：意見等なし。

委員：それでは、次に8ページを御覧いただきたい。「旅費の支出基準」の「車賃」について、新政みえ及び自由民主党から意見をいただいているので、それぞれ趣旨等を説明願う。

委員：近年、皆さんも実感していただいているとおり、燃料費の高騰に伴う部分で、23円／キロメートルを見直したらどうかというところを検討いただきたいという趣旨である。よろしくお願いします。

委員：8ページの文章はちょっと長いですが、新政みえと同じ理由で、23円／キロメートルと決められているが、このところ燃料代が上がっている傾向もあるので、それに合わせた改正ができるようにしたらどうかという趣旨である。

委員：この部分について、事務局から補足説明があるので、お願いします。

事務局：政務活動に係る旅費については、公務活動の旅費との整合性を図るため、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を参考にとされており、政務活動費における車賃の支出基準を見直す場合には、公務の旅費条例も見直す必要があるなど、整理が必要となる。

なお、同条例では、旅費の支給に関して、一般職の県職員の例によると規定しているが、県職員は、1キロメートル当たり23円の支給となっている。23円の中には、ガソリン代だけではなく、車検代やタイヤ代と

いった費用も含まれている。

知事部局によると、この 23 円という金額は恒久的なものではなく、毎年度検証しており、必要に応じて見直しをしていくとのことであった。

委員：ただいまの各会派、また、事務局からの説明に対して、質問等はあるか。

委員：今の事務局の説明を聞いて確認だが、職員等の旅費に関する見直しというのは毎年やっているもので、そちらで見直しがあれば、県議会のほうでも俎上にのってくるということでよいか。

事務局：そのように理解している。

委員：現在、確かにガソリン代、燃料価格の高騰という現状がある。しかし一方で、今、国のほうで補助金も入れてもらいながら、ある一定の価格に抑えられている。これが今後、その補助金がなくなったら 30 円、40 円近く上がるとか、いろいろ話があるけれども、現行でいけば、今の車の性能であるとか、そういうところを考えていくと、23 円／キロメートルというのは、職員等の公務の旅費においても適切であるということなんだとすれば、今、何かを変えるということはないと思う。自由民主党が言われたように、また、新政みえともそういった思いは同じなのだが、価格変動があった場合に、その計算を見直して適用していけるような考え方を整理しておくというのは必要なのかなと思うけれども、今すぐ何かということは特に考えなくていいのかなと思っている。

委員：今の説明の中で、燃料費プラスの部分は、減価償却の部分、消耗品の部分という理解でよかったか。

事務局：消耗品分と、あと減価償却分を含んでいると理解している。

委員：今、例えばタイヤとか、全ての物が高騰している中で、車検を受けるときの費用等はこの 23 円／キロメートルではまっているという解釈だと思うが、それを超えるというのはどの程度のところなのか、何か基準はあるのか。

事務局：細かい部分については、具体の積算等は知事部局が行っているので、どこから以上がいわゆる通常のラインを超えていくのかという部分までは、申し訳ないが把握していない。

委員：私も会派に戻って説明しないといけないので。現状としては、23 円／キロメートルで、消耗品分、また、減価償却の部分ははまっているという回答ということではよかったか。

事務局：はい。

委員：我々も県民に聞かれたときに根拠を示さないといけない説明責任があるんだろうと思うので、今言ってもらったように消耗品費とかいろんなものに関わっていて、毎年度見直しているということなので、本庁のほうでそういう計算式があるのであれば、次回のプロジェクト会議でその計算式をみんなで確認し合えればと思う。

委員：事務局、一般職員の車賃の支給基準を決定するのに至る根拠等を総務部に確認しておいてもらえるか。

事務局：知事部局に確認させていただく。

委員：ほかに質問等はいかがか。

もう1つ確認だが、ここの部分は条例改正が必要になるということでのよいか。

事務局：おっしゃるとおりである。現在は、「一般職に属する県職員の例による」としているのですが、もし県職員と違う金額になるということであれば、条例改正が必要になってくると理解している。

委員：それでは、次に10ページを御覧いただきたい。「海外政務活動」について検討課題があるので、事務局からその趣旨を説明願う。

事務局：（資料2及び資料2－別紙3により説明。）

委員：確認だが、資料2－別紙3の1ページから4ページまでは、出所としては「議会職員執務資料シリーズ」のNo475で、福岡県議会事務局法務監の安武氏の執筆によるものということでのよいか。これは、裁判例とかではないという確認がしたいだけである。

事務局：こちらは平成30年に出された全国都道府県議会議長会事務局が作った資料で、執筆者は安武氏である。前半部分は安武氏が書かれたもので、最後の5ページで紹介させていただいた裁判例は実際の裁判例である。

委員：ただいまの説明について質問等はあるか。

委員：何のためにこの話を出してもらったのか。三重県の政務活動費を使った海外政務調査活動の中で何か不適切なものがあったのか。例えば、福岡県のことを書いてあるが、福岡県議会もこの前から、契約時点では安かったが実際はすごく上がっているということで問題になっていると思う。いろんなことが政務活動で、海外のみならず、国内であってもあると思うが、今回ここにこれを出してもらったというのは、何かを見直すということなのか。確認をし合うということなのか。

事務局：そもそもこのガイドラインがしばらく改正されていなかったという状況があり、その間に参考になりそうな新しい資料がいろいろ出てきたので、それを参考までにお知らせしたという趣旨である。

特に今、直ちに何か不適切なものがあるということではない。

委員：このプロジェクト会議というのは、新しい裁判例や新しい事例が出てきたので、今の三重県の政務活動費ガイドラインについて、1年かけて見直しをしようということなのか。一方で、私は、もう来年が選挙なので、改選後に次の議員たちの中で新たなガイドラインの見直しが必要なのであればやるべきだという立場である。今年度やるべきことがあるのであればここまでは思ったが、今聞かせてもらおうと、この新しい裁判例等を踏まえ、長い間、三重県のガイドラインの見直しができていないので、このプロジェクトチームで1年かけてやっていこうという趣旨でこれを出してもらったということによいのか。聞くだけでよいのか。この後、これを議論することで何かが発生するのかどうかというのは教えてもらいたい。

委員：差し当たり座長の認識としては、各会派からの意見もあったが、一方でガイドライン自体が見直しをされていないという現状もあるので、事務局からも検討課題となるものは俎上に上げてはどうかという提案をいただいたということだと認識している。

ただ、これだけのボリュームのものなので、様々な調査も必要になってくるかも分からないし、その調査結果、客観的な事実に基づいての協議も必要になってこようかと思うので、なかなか時間が足りないかなと率直に考えている。そういう意味では、このプロジェクト会議において、今後、見直すべきではないかというところを絞り込んでいくことを、まずは今年度中の到達目標にしてはどうかと思っている。

細かいものやすぐに決まるようなものは、今年度中に形として出せるかと思うけれども、いろんな状況も勘案しながら、最終的に結果として出していくのは、次の任期のメンバーで、おそらく立ち上がるであろう検討プロジェクト会議でのしっかりとした議論の下、新しい三重県議会の政務活動費ガイドラインとしていくべきではないかと思っている。

見直しが本当に今必要なのかということについて、私自身は、やはり議会改革を先導する三重県議会としては、この政務活動費ガイドラインの不断の見直しをしていく必要があると認識しているので、事務局か

らの検討すべき課題という意見具申に関しては、そのとおりだと思って組上に上げさせていただいたところである。

それが座長としての意見だが、このことについて、委員方の意見もせっかくの機会なので賜れればと思う。いかがか。

委員：正副座長のそういった考えに賛成である。問題提起をしていただいてすごくありがたいが、この1年で今からこれをというのは、今、問題はないということであるし、次の改選後の人たちのことも縛っていくことになるので、このプロジェクト会議では、今説明いただいたところや裁判例等を基にしたものに関しては、今後こういった改正が必要だという項目をまとめ上げて、来年度の新しい48人の議員に申し送りをするというような形でいいのかなと思うし、今回、各会派から出してもらった意見に関しては、ここで議論して、答えが出せるものは出してという形で。今の正副座長の考えでよいと思う。

委員：ほかに意見等はよいか。

委員：海外政務活動に関する資料2－別紙3の最後の大阪地裁の裁判例が、後で趣旨を説明する当会派から出した意見にちょっと関連している。世界遺産や国立故宫博物院は、「議員の議会活動やその基礎となる調査研究活動との関連性に疑問が生じ得る」と書いてあるが、国内でもそういう裁判例があるのかをまた見ておいていただけるとありがたい。後で説明するが、博物館、美術館等には今のところ政務活動費を支出しているけれども、演劇の扱いははっきり書かれていないのでという意見があるのだが、これがそのまま国内に当てはまると博物館も駄目ではないかという感じがしてきたので、国内の裁判例があったら参考になると思って申し上げた。

委員：そこは、事務局、課題として調べておいてほしい。

事務局：承知した。

委員：全体の話に戻るが、そういう形で、このプロジェクト会議については、今年度、課題を収斂していくという形を大まかな目標として進めてまいりたいと思う。かといって、先に送るのだから簡単にとか、いい加減に議論をしたくはないと思っているので、その辺り、委員各位におかれては、しっかりと協議いただければと思う。

では、事項に戻りたいと思う。

12 ページを御覧いただきたい。「広聴広報費の支出の際の注意事項」

について、自由民主党から意見をいただいているので、趣旨等を説明願う。

委員：今、SNSを活用した広聴広報は、その活用をどんどんしていかなければならない時代になっているとの認識の上で、それが政務活動費として計上されている実態もあるが、その線引きが明確でないところがあるので、この際、こういうことはオーケー、こういうことは駄目という線引き、基準を明確に位置づけてはどうかという意見である。

委員：ただいまの説明について、質問等はいかがか。

委員：議員が広報紙やチラシを出す場合には、政党活動は駄目で、議員の活動に関しては政務活動費が使えるということになっていたと思う。SNSや動画作成費は、県議会議員としての活動とか皆さんへの県政の事業の案内とかでも、今は出せていないということなのか。もしくは、按分がはっきりしていないということなのか。

委員：その辺は、事務局に聞いたほうがよい。事務局、公表前にチェックいただくときに、動画配信やSNSに係る費用に関してはどうしているか。

事務局：動画等について相談をいただくことはある。中身は見せてもらうが、動画は結構尺が長いこともあるので、全てはチェックできていない。

動画・SNSに係る経費も計上は可能だが、当然ながら、政党の広報のようなことは省く必要がある。やはり政務活動ということで、県政に係る調査とか議員の活動であれば計上しても大丈夫と認識し、そのように答えている。

委員：議論的なことになってしまうかもしれないが、動画配信やSNSで県政のことを発信していくことについて、県議会で広聴広報会議の中でやっていくのには限度があると思うので、それぞれの議員が取り組むというのは私自身も有効だと思う。

一方で、政党の主張と切り分けないといけないという上では、例えば「この動画は政務活動を使って作成しました」と明示するといった方向性をガイドラインに盛り込むとか、そういうのだと分かりやすいのかなと今思っているところであり、そんな方向の議論を皆さんと一緒にできたらいいのかなと思った。

委員：事務局といろいろ話をしている中で、12 ページの「(3) 広聴広報費の支出の際の注意事項」のところで、現在は「広報紙の作成費の計上については」ということで、広聴広報費があくまでも紙媒体主体で書かれ

ており、括弧書きでは「ホームページ含む」ということで、あくまでも含まれるのは「ホームページ」となっていて、このときには動画やSNSによる広聴広報というのが社会情勢的にも主体でなかったために記載がないというところから、動画やSNSのような広聴広報の在り方というものも明文化していくべきではないかということを私自身も聞いていたところであるので、こういった意見も踏まえながら付け加えさせていたいただきたいと思う。

委員：いずれにしても、動画・SNSに関しても、広聴広報費として可否判断していくときには、この（３）の注意事項を踏まえてチェックをしてもらっているのが現状ということである。

ただ、記載が、紙とホームページということで、等もついていないというところに課題があるのかなと思うところなので、今後、協議をさせていただきたいと思う。

ほかに質問等はあるか。

全員：なし。

委員：なければ、14 ページを御覧いただきたい。「事務所費、事務費、人件費の支出上限設定」について、自由民主党及び自民党県議団から意見をいただいているので、それぞれ趣旨等を説明願う。

委員：政務活動費の事務所費等については個人分の半額が上限であると決められているが、もう少し上げてほしいというのが趣旨である。

委員：自民党県議団も今、自由民主党が説明された思いと同じである。政治活動と政務活動の線引きが人によって違うので、一律2分の1を超えないというアッパーがあると思うが、ここについてはもう一度皆さんで議論いただきたいと思う。

委員：確認で、もう少し上げてほしいという感じだったが、明確にこれぐらいというのはないのか。

委員：ない。

委員：承知した。

ただいまの説明に対して質問等はあるか。

委員：②を読んでいると「条例別表」というのが出てくるが、今、条例で2分の1を超えて支出することはできないというような規定があるということか。

事務局：この「条例別表において認められている」というのは、条例で事務所

費、事務費、人件費が支出できる科目として認められているということであり、この2分の1を上限とするというルールはガイドライン上のことなので、そこは条例に縛られるものではない。

委員：議員の政務活動費の額等が条例で規定されているだけであり、2分の1の上限設定を触るときに条例改正の必要はないと思う。

ほかに質問はいかがか。

全員：なし。

委員：なければ、次に15ページで、現行ガイドラインに記載はないが、「5政務活動費の支出の可否」に関係すると考えられる意見として、新政みえ及び自由民主党から意見をいただいているので、それぞれの趣旨等を説明願う。

委員：モバイル端末、パソコンやタブレット等への損害保険料について計上できるようにしてはどうかということである。保険があったほうが何かあったときに対応していただけるということで、我々のほとんどが仕事で使っているものだと思うので、こういうところを計上できるようにしたらいいのではないかという趣旨である。

委員：先ほど海外政務活動のときも少し言ったが、文化振興に関することで、美術館、博物館の入場料については認められている側面がある、これはこれまで計上して認められているという意味だと思うが、一方で、演劇や舞台等の入場料の扱いについては、今、どうなっているか分からないが、文化振興の観点からきっちりとした位置づけをしてほしいという趣旨だと思う。

委員：ただいまの説明に対し質問等はあるか。

委員：博物館や美術館の入場料については計上が認められている側面があるということで、これは、例えば、議員個人として、調査として見るだけでよいのか、その関係者と意見交換するといった場合に限られるのか、今のガイドラインではどうなっているのか。以前、県立博物館の建て替えをどうするかというときに、よその県の博物館に行って、その関係者と話したというので上げたようなことはあったかなと思うが、そういうことがない状況でも、今は上げてよいのか。

委員：これは現行ガイドラインに記載はないけれども、事務局として、事前チェックのときに、何らかの判断基準があるのかというところだと思うが、いかがか。

事務局：特に判断基準はないが、従来より、博物館、美術館の入場料ということで、チケットや領収書を付けていただければ、それらは認めてきたところはある。ただ、ガイドラインに記載はない。

委員：もう一つ突っ込んで、自由民主党が言われたように演劇が出された場合は認めていないのか。

事務局：演劇やコンサートのようなものについては、ちょっと計上は難しいという返事はさせてもらっている。ただ、明確なものはない。

委員：Kポップのコンサートはアウトだけれども、クラシックのコンサートは認めているとかという判断は。コンサートは一律アウトにしているのか。

事務局：本当の音楽のコンサートというのは、事例の記憶がない。

委員：分かった。というのが現状である。

委員：当会派からの意見であり、一度またここでもんでほしいのだが、音楽コンサートと歌舞伎や能で線を引くのか引かないのかとか、それから美術館、博物館についても、先ほどの海外政務活動のときに、あまり認められていなかったという裁判例のようにも見たので、国内の場合はどうなのかとか、例えば三重県立美術館と他県の美術館とで線があるのかどうかとか、いろんなケースが考えられるので、このプロジェクト会議の中で協議いただければと思う。

委員：私も芸術・文化振興三重県議会議員連盟の会長なので、その辺のところは議論をしてもよいのかなと思う。
ほかに質問等はないか。

全員：なし。

委員：なければ、16ページで現行ガイドラインに該当する箇所がない意見をその他の意見として整理しており、会派分と個人分の区分の在り方の見直しについて、自由民主党から意見をいただいているので、その趣旨等を説明願う。

委員：今、個人分と会派分が金額で分けられている。ただ、金額で分けられているものの、使用区分が曖昧なところがあり、また、運用も会派によってばらつきがあると聞いているので、そこら辺をもう少し整理して、議員が政務活動費を使いやすい状態を考えたいという趣旨であるので、よろしく願います。

委員：ただいまの説明について質問等はあるか。

全 員：意見等なし。

委 員：なければ、最後になるが、18ページを御覧いただきたい。国会における調査研究広報滞在費及び立法事務費に関して、自由民主党から意見をいただいているので、その趣旨等を説明願う。

委 員：地方議会や地方行政では、国はどうなんだということを参考にする場合がよくある。地方の政務活動費は国会でいうところの調査研究広報滞在費であるとか立法事務費であるので、一度国会ではどのようにやっているのかということ参考にしてはどうかという意見である。

委 員：なお、参考として、国会における調査研究広報滞在費及び立法事務費の概要等については、**資料3**のとおり取りまとめているので、事務局から説明願う。

事務局：（**資料3**により説明。）

委 員：調査研究広報滞在費の「使途の範囲」の「その他の経費」の「その他」とは何を指すかというのは分かるか。

事務局：申し訳ないが、今すぐには把握していない。

委 員：また調べていただけるとありがたい。「その他」をつけることによって範囲が思いきり広がる可能性があるのでは。

事務局：補足だが、別添でつけている資料の3ページを御覧いただきたい。一応、国会の取り決めでは「その他上記以外の議員活動に要する経費」ということなので、かなり幅広く対象になるように整理されていると思われる。

委 員：全部ということか。

事務局：選挙運動の費用への充当の禁止だけが明記されているので、それ以外には基本的に幅広く使えるように国会では整理されているという認識である。

委 員：ついでにお尋ねするが、この参考資料の⑧の「寄附」の「資金管理団体への寄附（資金移動）」で、資金管理団体というのは選挙管理委員会に何々後援会というように届け出ている団体だと思うが、ここに行った途端に選挙費用として使えることになってしまうはずである。まあ、答えを求めるのはもうやめておく。

いずれにしても、これを提案した理由は、柔軟的な考え方を参考にできるかなという思いがあったので、書かせていただいた。

委 員：僕は見本にするものは何もないお金だと思っている。さっきの寄付の

問題も、「その他上記以外の議員活動に要する経費」というのも、返さないための理由を書いてあると個人的には思っているので、非常に厳しくうちの党にも言わせてもらっている。

県議会など地方議会では1円以上の領収書等は公開しているのに、国会は1万円超の領収書等とか、本当に非常に厳しくやっているので、その分、三重県議会はいろんな団体からの指摘も少ないのかなと思う。国のこの2つのお金の使われ方は、ここでやることでもないし、参考にすることはないということだけ私の意見として言わせてもらいたいと思う。

これをやるときには地方対国という形の中で、あるべき調査研究広報滞在費等を地方から国に物申すということになっていくのかなと思う。

委員：反面教師ということだろうかという意見があったように思う。

ほかに質問等はないか。

全 員：なし。

委員：なければ、これで各会派から提出いただいた意見等についての趣旨等の確認を終わりたいと思う。

次に、今後の進め方について、先ほど話題に上ったが、改めて御協議願いたい。

前提だが、改選まで時間も限られているので、いただいた意見等については、今期中にガイドライン改正にまで持っていくものと、改選後を見据え、中長期的な課題として整理するものに分けて議論を進めてまいりたい。

まず、6月中に第3回プロジェクト会議を開催し、各会派から提出いただいた意見等について、全国の状況等、議論の参考となる情報を事務局のほうで整理させていただく。本日、事務局にお願いした部分もあるので、それらを整理し、それに基づいて、ガイドライン改正に向けた論点の絞り込みや、その方向性についての意見出し等をお願いしたい。

その上で、9月頃に正副座長から、絞り込む論点についてのガイドライン改正案のたたき台や中長期的な課題として整理する論点の案をお示しし、その後、11月頃にかけてそのたたき台等を踏まえて、ガイドライン改正案等の協議を重ねてまいりたい。

そして、来年4月に改選を控えていることもあるので、議会改革推進会議役員会への報告や代表者会議での決定も含め、年内には結論を得たいと考えている。

このような進め方を考えているがいかがか。

全 員：異議なし。

委 員：それでは、そのようにする。

なお、次回のプロジェクト会議の具体的な日程については、この後の委員協議で調整いただくので、よろしくお願いします。

本日協議いただく事項は以上だが、ほかに何かないか。

委 員：今、内容について協議したが、政務活動費の収支報告書が各会派でばらばらになっていると思う。各々の会派で政務活動費の中からその製作費を出しているが、事務局的に見ても、できたら統一したほうがやりやすいのではないかという気がしている。任期の途中なので、今期ということはないが、例えば来期ぐらいから、議会として、経費はあくまで我々の政務活動費から出したらよいが、統一した形式のソフトを作れば、作るほうも楽だし、見ていただくほうも楽かなと思うので、そういうことがもしできるのであれば、検討いただければと思う。

委 員：それは、三重県議会全体としてということか。

委 員：全体として、1つの形式でやれば、事務局も多分楽だし、コストも全体で割れば1人当たりが安くなると思う。

委 員：費用面、予算との絡みもあるので、事務局とも相談が必要ではないか。

委 員：政務活動費から出すので、公費はかけないという認識の下で今考えている。今まで我々は会派ごとに政務活動費で出しているが、別途事務局から予算をもらうのではなく、例えば、我々が2万円ずつ出していたものが、48人で割れば1万円で済むかも分からないという形の支出の方法を考えているので、別途予算要求をするという意味ではない。

委 員：そうすると、システム構築のインシヤルコストも政務活動費で負担し、その後の管理運営に関しても政務活動で賄うということか。

委 員：そういうイメージである。別途予算をくれということではない。

委 員：その提案については、初めて聞いたところでもあるので、一度各会派でそういう意見が出たことを持ち帰っていただき、御議論いただいきたい。これをどのタイミングで議論するかは預からせていただき、意見が出たということを各会派へ持ち帰っていただきたい。

ほかにないか。

全 員：なし。

委 員：なければ、以上で本日の会議を終了する。